

平成22年（行コ）第300号事件

控 訴 人 藤 永 知 子 ほか18名

被 控 訴 人 埼 玉 県 知 事 ほか4名

証 拠 説 明 書 (甲A第19号証)

2013（平成25）年7月16日

東京高等裁判所24民事部ロS係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

同 野 本 夏 生
ほか

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲A第19号証	人見第2意見書=ハッ場ダム住民訴訟に関する意見書- 東京地方裁判所判決の治水問題に関する判示に関して	写し 2010（平成22）年11月30日	人見剛 立教大学教授
立 証 趣 旨			

<p>1 <u>本件と同種事件の東京地方裁判所平成16年(行ウ)第497号事件の判決(以下、東京地方裁判所判決、という。)</u>が、治水負担金の 違法性判断において、最高裁1日校長事件の判断基準を援用したことは、誤りであること。</p> <p>2 上記最高裁判決は、4号請求の事案であるのに、東京地方裁判所判決は、<u>本件における1号請求</u>にも上記最高裁判決の判断基準をそのまま援用した点で誤りがあること。</p> <p>3 上記最高裁判決は、先行行為の権限機関(教育委員会)の判断を、財務会計行為の権限機関(知事)が尊重する必要があるという特殊事案における判断基準を示したものであるのに、東京地方裁判所判決は、上記のような特殊事案ではなく、先行行為の権限機関(国土交通大臣)の判断を、都知事が尊重しなければならないような関係にはなく、河川法63条の要件を充足していなければ支出が違法となる事案であるにもかかわらず、漫然と、上記最高裁判決の基準を援用した点で誤りがあること。</p> <p>4 本件八ッ場ダム建設計画、河川法63条に基づく負担金支出命令が違法であることについては、被控訴人側に主張立証責任があるのに、実質的に、控訴人に、その主張立証責任を転換させた点で、東京地方裁判所判決に誤りがあること等。</p>	
---	--

以 上